

# きた住まいる住宅の建設を応援します

住宅性能向上に資する「きた住まいる住宅」の普及促進を目的に、新築住宅の建築経費に対して補助します。

## ●補助金交付要綱（以下抜粋）を満たす住宅を新築（購入）する場合

【対象者】 きた住まいるメンバーに登録された業者の施工で住宅を建設する者

- 【条件】
- 住宅本体の床面積が 78.7 m<sup>2</sup>以上であること
  - 東川風住宅設計指針に定める審査基準を満たすこと（景観への配慮）
  - 北海道が定める「きた住まいる」に登録された戸建専用住宅であること
  - 道産材を使用すること
  - UA値（外皮平均熱貫流率）：0.28W/m<sup>2</sup>・K以下  
※熱回収計算を含まない
  - C値（相当隙間面積）：1.0cm<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>以下
  - 着手前に必要書類を提出し、交付決定を受けること
- ※詳細は要綱を参照ください

【補助金額】 事業費の 1/2 以内で上限 100 万円の補助（町内業者は上限 150 万円）  
（二世帯住宅の場合は、上限 200 万円（町内業者は上限 300 万円））

※二世帯住宅とは、東川町二世帯居住推進事業補助金交付要綱第 4 条に該当する場合に限る。

### <きた住まいる>（概要）

#### 「きた住まいるメンバー」への登録

##### 【登録の基本ルール】

- ☆省エネ性能：断熱等性能等級 4 以上 一次エネルギー消費量等級 4 以上
- ☆耐久性能：劣化対策等級 3 以上
- ☆耐震性能：新築住宅は平成 12 年改正
- ★BIS、BIS-E などの専門技術者による設計・施工
- ★設計や施工など記録の保管

#### 「きた住まいるサポートシステム」への保管

きた住まいるメンバーに登録された業者により施工した住宅をシステムへ保管

### <高断熱・高气密化>

#### 断熱性能、気密性能の高質化

- UA値（外皮平均熱貫流率）：0.28W/m<sup>2</sup>・K 以下  
※換気による熱回収計算を含まない  
◆申請時に設計性能評価書を提出すること。
- C値（相当隙間面積）：1.0cm<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>以下  
◆気密測定試験を実施し、完了時に測定結果を提出すること。

### <東川風住宅>（イメージイラスト）

#### 屋根の形

切妻・三角屋根など5寸勾配以上  
妻を道路側に向ける

#### 緑化

敷地面積 20%以上  
2本以上の植栽



#### 屋根の色

濃緑・こげ茶・濃紺

#### 外壁の色

白・グレー・ベージュ・クリーム・茶

#### 遮蔽

オイルタンクやエアコンの室外機  
は板張りなどで目隠し

### ※【フラット 35】子育て支援型対象

【フラット 35】とは・・・

民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する最長 35 年の全期間固定金利住宅ローンです。

住宅金融支援機構が指定する条件を満たすことで、35 年間の固定金利のうち当初 5 年間の金利が 0.25% 低減されることとなります。

### 【注意】

次世代住宅ポイント制度の併用はできません。

写真文化首都 北海道「写真の町」東川町  
都市建設課建設室

tel 0166-82-2111

この補助制度は、令和 2 年度限り